

公用車両貸借契約書（案）

石 垣 市

公 用 車 両 賃 貸 借 契 約 書

石垣市長 中山義隆（以下「甲」という。）と賃貸人（以下「乙」という。）は、公用車両の賃貸借について、下記の条項により契約を締結する。

（目的）

第1条 本契約は、乙が所有する本契約の対象となる車両（以下「車両」という。）を甲の使用に供するとともに、常時正常な状態で使用できるよう第11条に定める必要な整備保守を行い、これに対して甲が料金を支払うことを目的とする。

（契約期間）

第2条 契約期間は、契約開始日から契約終了日までとする。（地方自治法第234条の3及び石垣市長期継続契約に関する条例第2条第1号に基づく長期継続契約）

（契約車両）

第3条 乙は、甲に対し別表1に掲げる車両を賃貸し、甲はこれを賃借する。

（契約金額）

第4条 車両の賃貸借料金は、別表2のとおりとする。

（消費税額等）

第5条 甲は、賃貸借料に係る消費税額及び地方消費税額（以下「消費税額等」という。）を乙に支払うものとする。

2 消費税額等は、現行税率に基づき計算する。今後、本契約の消費税率が変更された場合、甲は変更された税率によって計算された消費税額等を乙に支払うものとする。

（支払い）

第6条 賃貸借料金の計算期間は、各月の初日から末日までの1箇月とし、乙は、毎月末日に甲の確認を受けて当該賃貸借料金を甲に対して請求するものとする。

2 甲は、適法な請求書を受領した日から30日以内に当該料金を乙に支払うものとする。

3 甲は、自己の理由により賃貸借料金の支払いを遅延した場合は、乙に対して、石垣市財務規則第117条を準用し、支払期限満了の翌日から支払の日までの遅延利息を加算して支払うものとする。

（公租公課）

第7条 車両に対する公租公課その他一切の賦課金は、乙が負担するものとする。

（車両の引渡）

第8条 乙は、道路運送車両法に基づく全ての手続き及び整備を完了し、すみやかに甲に引き渡すものとする。

(車両の瑕疵)

第9条 車両の引渡し時、車両に瑕疵がある時は、甲は乙に対して改善の要求を行うことができる。その場合は、乙は誠意をもってその瑕疵の改善を行うものとする。

2 引渡し後の車両の隠れた瑕疵については、乙が責任をもって購入先と保障等について交渉するものとする。

(車両の使用、保管)

第10条 甲は、善良なる管理者の注意義務をもって使用管理するものとする。

2 車両の使用及び保管方法等が適当でない認められるときは、乙は甲に対して必要な指示をすることができる。

3 甲は、善良なる管理者の注意義務をもって運転に支障のないよう日常の点検を実施するものとする。

(車両の維持管理及び修理等)

第11条 乙は、車両の安全走行を確保するため、次の各号の点検及び修理を実施するものとする。

(1) 道路運送車両法に定める定期点検整備、車検整備等の法定の点検整備

(2) 法定点検に準じてなされる点検整備

(3) その他、通常の使用等に伴う車両の消耗品等の交換

2 前項の定期点検整備を実施する場合は、乙は甲の指定する日時、場所において車両を引き取り、点検終了後、乙は甲の指定する場所へ車両を搬入することとする。

3 車両の整備及び修理は、原則として乙の整備工場（乙が委託した第三者の工場含む）で実施するものとし、緊急その他やむを得ない事情により他で実施する場合は、事前に甲の承諾を得るものとする。

(甲の修理費負担)

第12条 前条第1項の規定にかかわらず次の場合の修理費は、甲が負担するものとする。

(1) 甲の故意若しくは重大な過失に起因する修理に要する費用

(2) 保険金で補填されない修理に要する費用

(3) 甲が乙の承諾なしに実施した修理の費用

(代車の提供)

第13条 乙は、点検整備、修理等で2日以上の日数を要すると認めるときは、この間乙の選定する代車を甲に無償で貸与するものとする。

(車両の現状変更)

第14条 甲は次の場合、事前に書面で乙の承諾を得なければならない。

(1) 車両の現状を変更する時

(車両の保険)

第15条 甲は、この契約の期間中賃貸借車両について、甲の責任と負担により自動車保険契約を締結するものとする。

(第三者に対する損害賠償)

第16条 車両の使用又は保管等に起因して、第三者に損害を及ぼした時は、甲が責任をもって解決するものとする。

2 甲は、事故発生の経過、処理状況、その他明細書等を乙に報告し、乙は報告を受けた後その処理及び解決に全面的に協力するものとする。

(車両の滅失等)

第17条 甲は、車両の滅失又は盗難等により回収に見込みがない時、又は損傷して修理不能となった時は、直ちに乙に報告し第20条に定める清算を行い本契約を終了するものとする。

(期間満了及び再リース)

第18条 契約の期間満了までに甲から再リースの意思表示がある時は、再リース契約により継続することができる。

2 契約の期間満了までに甲からリース物品の買取を希望する意思表示がある時は、残存価格をもって売買契約を締結し、甲は乙よりリース物品を買い取ることができる。

3 再リース契約及び売買契約を締結しない時は、甲は、契約の期間満了日までに乙の指定する場所に車両を返還し、第20条に定める清算をしなければならない。

4 車両の返還が遅延した時は、甲は遅滞に応じた賃貸借料を乙に支払わなければならない。

5 車両の返還の際に、車両の現状が契約期間中の自然損耗以外に引渡しの時と異なる時は、甲の責任において車両を現状に回復しなければならない。但し、第14条により承諾を得て実施した現状変更についてはこの限りでない。

(契約の解除)

第19条 甲又は乙は、相手方が正当な理由なくして本契約の条項に違反した場合、文書にて通知し本契約を解除できるものとする。

2 甲又は乙は、前項及び自己の都合により本契約を途中で解除する場合、協議の上、違約金を支払うものとする。

(清算)

第20条 甲は第17条及び第18条により本契約を終了する時は、契約期間に応じて別表1のとおり清算をするものとする。

(甲の報告義務)

第21条 甲は、車両の使用及び維持管理について本契約上必要と思われる事項については、すべて乙に報告し、乙の指示を受けるものとする。

(乙の権利)

第22条 乙は車両に乙の所有であることの表示をすることができる。

2 乙又は乙の代理人は、いつでも車両をその保管場所において点検することができる。

3 乙が本契約の権利を守るため、やむを得ず必要な措置をとった時は、甲はその費用一切を負担するものとする。

(禁止事項)

第23条 甲は本契約による権利を第三者に譲渡することができない。又、車両を転貸したり、担保に供したりする等、乙の所有権を害してはならない。

(裁判管轄)

第24条 本契約に関して紛争が生じた時は、那覇地方裁判所を管轄裁判所とする。

(その他)

第25条 本契約に定めのない事項については、必要に応じて甲乙協議して定めるものとする。

(特記事項)

第26条 本契約には次の条件を付すものとする。

- (1) 予算の議決を条件として契約が成立又は継続すること。
- (2) 予算の減額等による契約の変更等があり得ること。

本契約の証として、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 石垣市字真栄里672番地

石垣市長 中山 義隆 印

乙 住所

商号又は名称

氏名 印

別表 1

リース車両	車 名		年式	
	登録番号		数量	1 台
	車台番号			
	型式			
	特別仕様	パワースライドドア（両側）、ドアバイザー、パワーステアリング ドライブレコーダー（前方・後方2カ所）、キーフリーシステム バックモニター、パワーウィンドウ（フロント・リヤ） AM/FMチューナー付きCDプレーヤー、アンダーコート及び防錆処理 フロアマット、UVカット（フロントガラス） プライバシーガラス（後部座席）		
	納入場所	石垣市教育委員会事務局 石垣市字真栄里 6 7 2 番地		
	納入期限	契約日より 4 ヶ月以内		
リース契約内容	契約形態	自動車メンテナンスリース契約		
	契約台数	1 台		
	契約期間	6 0 ヶ月（5 年）		
	清算方法	オープンエンド（清算）		
		残価清算基本額 円（10%）		
	期間中の 基本走行距離	5 0 0 k m以内／月		
	リース料に含まれる項目	車両本体価格 （オプション等を含む）	法定点検整備	
		自動車税（60月分）	継続車検整備	
		重量税（60月分）	一般整備及び故障修理（事故を除く）	
		自賠責保険料（60月分）	一般消耗品交換（適宜）	
		自動車取得税	油脂類交換又は補充	
		登録諸費用	各種消耗品交換又は補充（タイヤ、バッテリー、ワイパーゴム等）	
		自動車リサイクル料	代車提供	

別表 2

契約期間	月額	消費税	賃貸借料
契約期間全体	円	円	円

契約期間	年額	消費税	賃貸借料
令和 7 年度	円	円	円
令和 8 年度	円	円	円
令和 9 年度	円	円	円
令和10年度	円	円	円
令和11年度	円	円	円
令和12年度	円	円	円
契約期間全体	円	0円	円

※「取引に係る消費税額及び地方消費税額」は、消費税法第28条第1項及び第29条等の規程により算出したもので、賃貸借料に10/100を乗じて得た金額である。